一　登録番号
　近畿地方整備局長　14
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社兵庫確認検査機構
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	井垣　光夫

(2)　変更年月日
　平成二十五年十一月五日

○九州地方整備局告示第二百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
久留米市田主丸町上原字原口三〇五番三からうきは市浮羽町山北字尾上六一三番三まで	前	BA 七・〇〇～二五・〇〇（メートル）	一三・〇〇〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 七・〇〇～一四六・〇〇	一三・〇〇〇 一七・〇〇～一二・八一五	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第二百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百十号	久留米市田主丸町豊城字道ノ木四六八番一から同市田主丸町常盤字正ノ前二六五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月七日

○九州地方整備局告示第二百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号	南島原市深江町乙字二ノ川一六四九番四から同市深江町乙字新切谷一八三八番一まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月六日

○北海道開発局告示第百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　澤田　和宏

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道岩内郡共和町宮丘一七二一番一から同町梨野舞納一〇一九番まで	前	BA 一一・五〇～九・〇〇（メートル）	四四・五〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一一・五〇～四四・五〇	二三・九〇 〇・四五八	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　澤田　和宏

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
名寄市字朝日一二八番一二から同市字朝日一二八六番六まで	前	二四・〇〇～二三八・二四（メートル）	〇・一八六（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二三・〇〇～二五・〇〇		

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十八号及び二百八十号	北海道松前郡福島町字月崎三〇六番一地先から同町字福島二八四番六地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局函館開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年十二月六日

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年12月6日　近畿地方整備局長　池内　幸司

道路の種類	路線名	区間
一般国道	25号	八尾市志紀町2丁目2番から同市志紀町西4丁目1番までの上下線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年12月6日　近畿地方整備局長　池内　幸司

道路の種類	路線名	区間
一般国道	171号	箕面市稲2丁目138番から同市牧落5丁目284番3までの上下線